

## 所得税額を確認する書類について

対象となるお子さんの同一世帯に属している方全員の所得税額等の証明の提出が必要となります。ただし、世帯が違う場合でも、対象のお子さんを現に扶養している場合は、その方についての所得税額等の証明の提出が必要です。下記（１）～（４）に該当する書類を提出してください。

なお、18歳未満の未就業の方の提出は不要です。

### （１）生活保護を受けている方

⇒受給の確認ができる書類（生活保護受給証明書、診療依頼証の提示等）

### （２）市町村民税が非課税の方

⇒市町村民税非課税証明書（各種控除額の記載のあるもの）

### （３）市町村民税で均等割のみ課税の方

⇒市町村民税課税証明書（各種控除額の記載のあるもの）

### （４）市町村民税で所得割が課税されている方（①または②）

⇒①会社勤めの方…源泉徴収票（年末調整済）

②確定申告をした方…確定申告書の写し（税務署の受付印必須）or 税務署発行の納税証明書

◎（４）の方で所得税が課税されていない方は、市町村民税課税証明書が必要になります。

◎1月1日に国東市に住民票が無い方の住民税の課税状況は確認できませんので、前住所地で所得・課税証明書（世帯様式のもの）をもらって来てください。

### 【注意】申請時期で所得税額を確認する必要書類の年度等が異なります

申請時期	市町村民税額確定前 (1月～5月まで) ※	市町村民税額確定後 (6月～12月まで) ※
申請書類	前々年分の所得税を証明するもの	前年分の所得税を証明するもの
例 (1～3の いずれか)	《平成31年4月に申請する場合》	《令和元年7月に申請する場合》
	1. 平成29年分源泉徴収票の原本 2. 平成29年分確定申告書の写し 3. 平成29年度の所得・課税証明書	1. 平成30年分源泉徴収票の原本 2. 平成30年分確定申告書の写し 3. 平成31年度の所得・課税証明書

※市町村民税額は6月上旬頃に確定し、納税通知書が発行されます。（ただし、支払が特別徴収（給与引き）のみの方については、5月中旬頃に確定します。）

※市町村民税の課税証明書・非課税証明書は、市町村民税額の「確定前」は前年の1月1日現在の住所地の市町村、「確定後」は今年の1月1日現在の住所地の市町村で発行できます。